

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例） 第六十二条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七</p>	<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例） 第六十二条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七</p>

十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第六十条(第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第一百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密

十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第六十条(第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条

の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第一百三十二号。次号及び第四号において「特区省令」という。)第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密

着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。)にあつては、十八人)以下とすること。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第一百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内とすること。

略

三 略

- 四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに

着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。)にあつては、十八人)以下とすること。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条

の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスの規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内とすること。

略

三 略

- 四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指

指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 略

定障害福祉サービス等基準条例 第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条

の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 略